

Q-Board

平成 23 年 12 月 15 日

各位

上場会社名: ジェイエムテクノロジー株式会社 (コード番号: 2423 Q-Board)

本社所在地:福岡市博多区下川端町3番1号 代表者名:代表取締役会長兼社長 植木 一夫 問合せ先:管理本部長 柴田 義治

電話番号:092-272-4151

(URL http://www.jmtech.co.jp/)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成23年12月15日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式(下記「I.1.(1)変更の理由②」において定義いたします。)の取得について、平成24年1月20日開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- I. 当社の完全子会社化のための定款一部変更
- 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)
- (1)変更の理由

平成23年11月22日付けプレスリリース「株式会社豆蔵OSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び同日付けプレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせしておりますとおり、株式会社豆蔵OSホールディングス(以下「豆蔵OSホールディングス」といいます。)は、平成23年10月7日から平成23年11月21日まで当社株式及び当社新株予約権を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施し、その結果、豆蔵OSホールディングスは、平成23年11月29日の決済開始日をもって当社普通株式14,232株(議決権所有割合:97.06%)を所有するに至りました。

(注)議決権所有割合は、当社の平成23年11月22日現在の総株主の議決権の数(発行済株式総数 (17,718) - 自己株式(3,055))である14,663個を分母として算出しております。

豆蔵OSホールディングスの意向につきましては、同社の平成23年10月6日付けプレスリリース「ジェイエムテクノロジー株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、(1)豆蔵OSホールディングスグループの売上は、情報サービス産業、特にソフトウエア領域における事業による売上が大半を占めていた状況でしたが、当社が豆蔵OSホールディングスグループに参加することで、半導体事業という新たな事業領域が加わり、事業ポ

ートフォリオの拡充が見込まれること、(2) これまで豆蔵OSホールディングスグループの拠点が東京に集中していたことから福岡、大阪、広島等に拠点をもつ当社が加わることで営業拠点の拡充が見込まれること、(3) それに伴い、従来地方都市では、十分に上流コンサルの営業活動を行えていなかったところ、上流から下流までの一括した提案をこれまで以上に多くのお客様企業へ展開しやすくなること、(4) これに加え、これまでグループ企業において取り組んでいた営業情報、技術者情報の共有化についても充実が見込まれ、サービス提供の種類を豊富にできる他、サービス提供のタイミングをこれまで以上にフレキシブルに提案できることから、受注機会が増すものと思われること、(5) さらにはグローバルでの市場展開においても、豆蔵OSホールディングスグループが中国からの事業展開を目指し、当社がASEAN地域からの事業展開を目指してきたことからアジア地域における事業ノウハウを補完し合えると考えられることから、両社が業務連携することでの事業ポートフォリオの拡充、売上機会増加の可能性、豆蔵OSホールディングスが当社を完全子会社化し上場法人を一つに絞ることのコストカットメリットなどが両社の発展に大きく寄与し、延いては「創造的で希望溢れる情報社会作りに貢献する」技術者集団へとさらに進化する好機との判断に至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成23年10月6日付けプレスリリース「株式会社豆蔵OSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同表明についてのお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、豆蔵OSホールディングスと業務連携を構築することによりグローバルな市場展開を目指し、中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが最善の策であるとの判断に至り、豆蔵OSホールディングスを戦略的事業パートナーとし、完全子会社として事業展開していくことが中長期的に当社の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断し、以下の①から③の方法(以下「本完全子会社化手続」といいます。)により、豆蔵OSホールディングスの完全子会社となることといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式 に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをい います。以下同じ。)を付加する旨の定款変更を行います(全部取得条項が付加された後 の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様(但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、豆蔵OSホールディングス以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることになります。

「定款一部変更の件-1」は本完全子会社化手続のうちの上記①を実施するものであります。 具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるもの とされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、上記①は、当社普通株式 に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社 となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものでありま す。かかる種類株式として、「定款一部変更の件-1」においては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記「II.全部取得条項付普通株式の取得の件」にてご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社A種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が臨時株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全て(但し、当社の保有する自己株式を除きます。)を取得した場合、上記のとおり、豆蔵OSホールディングス以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となります。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることになります。当社は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得たうえで当社に対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、当該売却の結果、本件株主様に交付されることとなる金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格(1株あたり70,000円)に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条 当会社の発行可能株式総数	第6条 当会社の発行可能株式総数は、	
は、70,872株とする。	70,872株とし、普通株式の発行可	
	能種類株式総数は70,832株、A	
	種種類株式の発行可能種類株式総数は	
	<u>40株</u> とする。	
(新 設)		
	(A種種類株式)	
	第6条の2 当会社は、残余財産を分配するときは、	
	A種種類株式を有する株主(以下「A	
	種株主」という。)又はA種種類株式	
	の登録株式質権者(以下「A種登録株	
	式質権者」という。) に対し、普通株	
	式を有する株主(以下「普通株主」と	
	いう。) 又は普通株式の登録株式質権	
	者(以下「普通登録株式質権者」とい	
	う。)に先立ち、A種種類株式1株に	
	<u>つき1円(以下「A種残余財産分配額」</u>	
	<u>という。)を支払う。A種残余財産分</u>	
	配額の分配後、残余する財産があると	

	きは、普通株主又は普通登録株式質権	
	者及びA種株主又はA種登録株式質権	
	者に対し、同順位にて残余財産の分配	
	<u>を行う。</u>	
(新 設)		
	第16条の2 第12条、第13条、第15条、第16	
	条の規定は、種類株主総会にこれを準	
	<u>用する。</u>	
	2 第14条第1項の規定は、会社法第32	
	4条第1項の規定による種類株主総会	
	の決議にこれを準用する。	
	3 第14条第2項の規定は、会社法第32	
	4条第2項の規定による種類株主総会	
	の決議にこれを準用する。	

2.全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

(1)変更の理由

「定款一部変更の件-1」においてご説明申し上げております本完全子会社化手続の②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行うものであります。「定款一部変更の件-2」が承認され、当該定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、下記「(2) 変更の内容」中の全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付される当社A種種類株式の割合は、豆蔵OSホールディングス以外の本件株主様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.002株としております。

(2)変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」について原案どおりご承認が得られること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成24年2月23日といたします。 (下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」 に係る変更後の定款	追加変更案	
(新 設)	(全部取得条項)	
	第6条の3 当会社が発行する普通株式は、当会社	
	が株主総会の決議によってその全部を	
	取得できるものとする。当該取得を行	
	う場合には、当会社は、普通株式の取	
	得と引換えに、A種種類株式を普通株	
	式1株につき0.002株の割合をも	
	<u>って交付する。</u>	

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1.全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」の「(1)変更の理由」においてご説明申し上げております本完全子会社化手続の③を実施するものであり、会社法第171条並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下のとおり、取得対価として、「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付するものであります。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合、豆蔵OSホールディングス以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となります。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることになります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得たうえで、当社に対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、当該売却の結果、本件株主様に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格(1株あたり70,000円)に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1)全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、 取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得 条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.002株の割合をもって交付い たします。

(2) 取得日

平成24年2月23日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」について原案どおりご承認が得られること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、また、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場であるQ—Board市場(以下「Q—Board」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、平成24年1月20日から同年2月19日まで整理銘柄に指定された後、同月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をQ—Boardにおいて取引することはできません。

Ⅲ. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成23年11月24日(木曜日)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成23年12月9日(金曜日)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会 決議	平成23年12月15日(木曜日)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成24年1月20日(金曜日)
種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」) の効力発生日	平成24年1月20日(金曜日)
当社普通株式のQ-Boardにおける整理銘柄への指定	平成24年1月20日(金曜日)
定款変更公告、全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成24年2月2日(木曜日)
当社普通株式のQ-Boardにおける売買最終日	平成24年2月17日(金曜日)
当社普通株式のQ-Boardにおける上場廃止日	平成24年2月20日(月曜日)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成24年2月22日(水曜日)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成24年2月23日(木曜日)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力 発生日	平成24年2月23日(木曜日)

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記 II. に記載の全部取得条項付普通株式の取得(以下「本取得」といいます。) は、支配株主 との重要な取引等に該当します。

当社が、平成23年6月23日にコーポレート・ガバナンス報告書で開示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針」のとおり、支配株主と取引を行う場合には、第三者との取引と同様に適切な取引条件を設定することを基本方針とし、取引の内容及び取引条件の妥当性について、取引金額の多寡に関わらず、取締役会において審議・決議することとしております。

本取得においては、上記 II. 1. のとおり、A種種類株式の売却価格について、当該売却の結果、本件株主様に交付されることとなる金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格(1株あたり 70,000 円)に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるような価格に設定することを予定しておりますが、当社は、平成 23 年 10 月 6 日付けプレスリリース「株式会社豆蔵OSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同表明についてのお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、豆蔵OSホールディングスが本公

開買付け及びその後に予定された本完全子会社化手続(以下「本取引」と総称します。)を経て、 当社を完全子会社化することを企図していること、本完全子会社化手続として行われることが予定 されている本取得において本件株主様に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける 当社普通株式の買付け等の価格(1株あたり70,000円)に本件株主様が所有していた当社の普通 株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることを前提に、平成23年10月6日 に、取締役会において本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する旨等の決議(以下「本賛同決議」 といいます。)しており、その際、当社の社外取締役井上雄介氏、社外取締役堀芳郎氏及び社外監 査役藤井久男氏の3名から構成される特別委員会から、(a)本取引の目的の正当性を疑わせる事情 は見当たらず、本取引の実行により当社の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性 がある、(b) 公開買付価格は公正なものと判断することは合理的な判断の範囲内である、(c) 本取引 においては、利益相反のおそれを防止するため、適切な措置が講じられており、これに従い本公開 買付けに賛同する旨、当社株主には応募を推奨する旨、及び新株予約権者が応募するかどうかは新 株予約権者の判断に委ねる旨決議がなされた場合には、公正な手続によってなされたものと評価で きる、(d)上記を踏まえると、当社取締役会が、少数株主にとって特段不利益なものではないと判 断し、上記賛同決議を行うことは、取締役として合理的な判断である旨を内容とする意見書を取得 したほか、同プレスリリースの「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利 益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、そ の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、慎重に検討、議論したうえで、本取得が少数株主にとって不利益なものではないと判断しておりますので、本取得は上記指針に適合していると考えております。なお、上記のとおり、当社は、本賛同決議に先立ち、本公開買付け後に本完全子会社化手続きが行われる予定であることを前提に、特別委員会から意見書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以上